

Ⅳ まとめ

今回の調査では、第19次調査の結果から予想されたとおり、坪の中軸線にそって左右対称にならぶ正殿や後殿、脇殿、門などの建物を検出し、右京七条一坊西南坪の利用形態をほぼ解明するという成果がえられた。この成果は、西南坪が1町規模の宅地として利用されていたことの確認と、その内郭の建物配置を明らかにしえたという2点に要約でき、京内における宅地のありかたを解明していく上で、その意義はきわめて大きいといえよう。以下、この2点を中心に簡単にまとめておく。

1 条坊復原と西南坪の規模（第14図）

西南坪周辺の条坊遺構については、第17・19・23次調査で、朱雀大路、推定西一坊坊間路、七条条間路SF2031などを検出しており、坪の東と北を画す条坊については一応の手がかりがえられている。しかし、坪の西を限る西一坊大路は今回の調査範囲外にあり、また、南を限る七条大路は一応範囲内にはいるものの、今回の調査では関連遺構は検出されず、正確な条坊復原は今後の課題である。また、東南坪には藤原宮所用の屋瓦を生産した日高山瓦窯址群が存在する丘陵があり、この付近では条坊道路が計画どおりに施工されていなかったのではないかなど、疑問とすべき点も多い。以上のような制約はあるが、ここでは、これまでの調査成果と、今回検出した坪の内外を画す塀や建物の位置にもとづき、まず条坊復原と西南坪の規模について検討する。

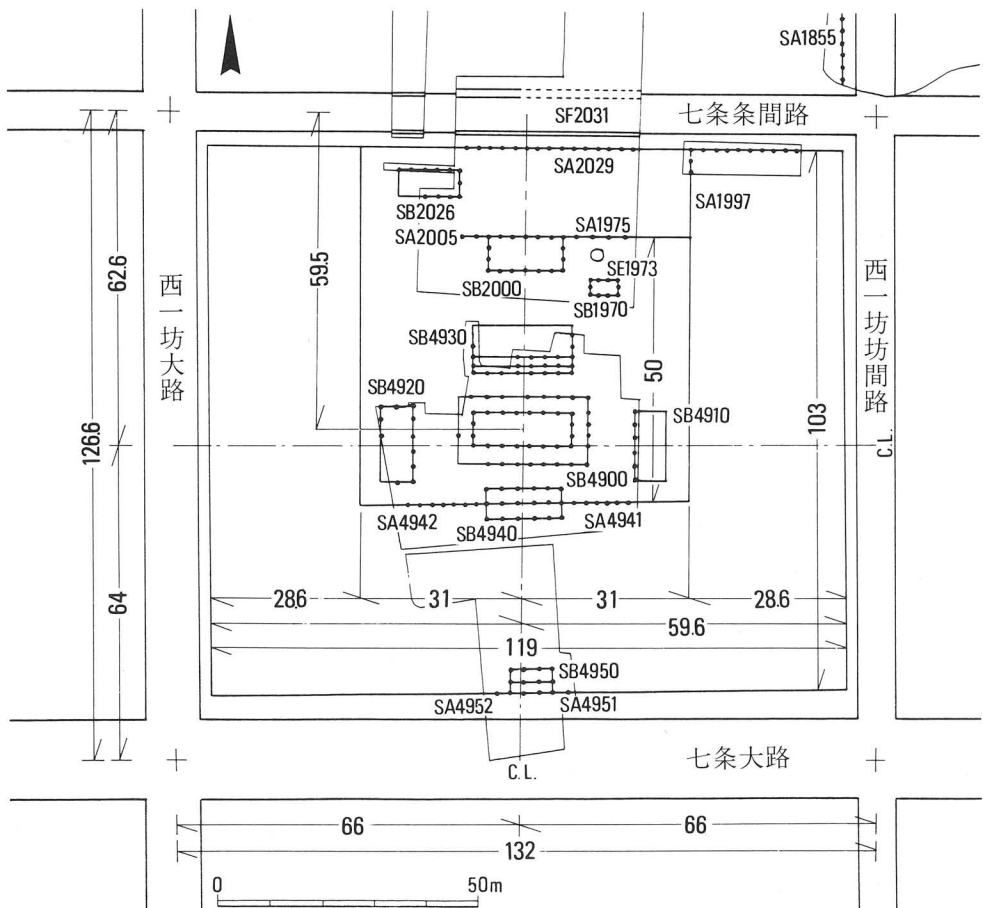
第19次調査の報告で指摘されているように、SB2000は坪を東西に二分する中軸線上に位置すると思われるが、SB2000と今回検出したSB4900・4930・4940・4950の建物心をつなぐと、SB4950とSB4940を除く3棟の建物は、ほぼ一直線をなす中軸線上に正しく配置されていることが判明した。この中軸線は、国土方眼方位に対して北でわずかに東へ振れており、ほぼ真北を指していると考えられる。この中軸線から推定西一坊坊間路の道路心までは66m、また推定西一坊大路心も中軸線から西約66mに計算上もとめられ、上記3棟の建物は西南坪の中軸線上にほぼ正しく配されていることがわかる。一方、西南坪の北を限る七条条間路SF2031の道路心からSB4900の建物心までは59.5m、身舎南側柱列までは62.6mである。また、計算上もとめられる七条大路心からSB4900身舎南側柱列までは64mであり、SB4900の身舎南側柱列は、ほぼ西南坪の南北の半分分割線上に位置するとみられる。したがって、西南坪をとりかこむ各道路心からもとめられる坪の東西の規模は132m、南北の規模は126.6mとなる。

一方、西南坪をとりかこむ外郭施設から坪の規模を復原すると、次のような数値がえられる。今回検出した西南坪の南を限る東西塀SA4951・4952の軸線は、東で北へ2°以上の振れがある。一方、第19次調査で検出した北限の東西塀SA2029はほとんど振れがなく、両者は必ずしも平行しないが、中軸線上でのその南北規模は103mとなる。東西の規模は、西北坪の東を画す南北塀SA1855の南への延長線上に塀があると仮定すると、中軸線から

東へ59.6mの位置に東限の塀が想定でき、これを西へ折り返すと、推定西一坊大路心の東約7mの位置に西限の塀が想定できる。したがって、西南坪の東西規模は約119mに復元でき、坪の実質上の面積は12,257㎡(3,714坪)となる。西南坪の規模は以上のように復原され、四周には外郭施設として一本柱塀がめぐり、七条大路に面して南門SB4950が開き、さらに西一坊大路に面する西門の存在も想定される。

2 内郭と各外郭の規模

坪内を区画する施設としては、今回の調査で中門SB4940とその両妻柱にとりつく東西塀SA4941・4942を検出し、第19次調査でSB2000の北側柱筋にとりつく東西塀SA1975・2005と、北限の塀SA2029にとりつく南北塀SA1997を検出している。中軸線からSA1997までは31mあり、内郭の東西規模は62mとなる。南北規模はSA1975・2005とSA4941・4942の振れがわずかに異なるが約50mに復元できる。一方、東西外郭と南外郭が一体として利用されていたのか、あるいは区画されていたのかは不明であるが、一応、東と西外郭の規模は南北66.5m以上、東西28.6m、南外郭の規模は南北36m、東西62m以上に復元できる。なお、北外郭の規模は南北16.7m、東西62mである。



第14図 西南坪占地概念図 単位m、細部の数値は概算値

3 内郭の建物配置

内郭には中軸線上に南から掘立柱建物SB4940・4900・4930・2000が並び、SB4900の東西にSB4910・4920、SB2000のまわりにSB2026・1970、井戸SE1973が配される。それぞれの建物の性格は次のように考えられる。

坪のほぼ中央に位置するSB4900は、7間×3間の身舎のまわりに広い庇をめぐる大規模な建物で、正殿にふさわしい規模と構造をそなえている。床東らしき遺構を検出していないが、身舎内はおそらく床を張り、庇部分は土間として利用したものであろう。両脇殿とともに、公的な生活空間としての用途が考えられる。SB4930は、正殿とその妻柱筋をそろえ、7間×3間の身舎の南に広縁を張った庇を有する、後殿にふさわしい奥行きのある建物である。正殿との間は実質的には約4m（正殿北庇軒と後殿南庇軒間の距離）しか離れておらず、両者の用途に密接な関係があったことを示している。私的な生活空間としての用途が考えられよう。東脇殿SB4910は正殿の身舎東側柱筋から約12m東にあり、その北妻を正殿の北側柱筋にほぼそろえる5間×2間の南北棟に復原できる。一方、西脇殿SB4920は正殿の身舎西側柱列から約11.5m西にその東側柱列があり、その北妻は正殿の北側柱筋よりやや北に寄る5間×2間の南北棟である。両脇殿の位置と規模は、厳密には正殿をはさんで左右対称ではなく、規模も西脇殿のほうがその柱掘形も含めてやや大きいというわずかな違いがあるが、正殿の両側面から前面にかけてほぼ同規模の脇殿をおくという、典型的なコの字型建物配置を示している。

SB4940とSA4941・4942は内郭の南辺を画す中門と塀であるが、いずれも正殿および両脇殿に近接して建てられていることを特色として指摘できる。中門と正殿との実質的な間隔は約4mしかなく、東脇殿と塀の間隔は4.5m、西脇殿と塀の間隔も4.3mである。したがって、正殿の周囲には実質的に庭園とよびうる空間は存在せず、中軸線にそった南外郭が、広い空地として残されている状況と好対照をなしている。また、中門の桁行規模が5間と大きく作られていることも特色の一つに数えられる。

中軸線上のもっとも北に位置するSB2000は6間×3間の東西棟で、後々殿とよぶべき建物である。しかし後殿とは約10.5m離れており、また、東妻柱から約5m東に井戸SE1973があることなどから、正殿や後殿とは一線を画した空間と考えられる。井戸の南の小規模な東西棟SB1970や、SB2000の西北にある東西棟SB2026も、同様に日常生活を支える建物と思われ、この一画は厨と推定できる。

4 西南坪の遺構の性格

西南坪の内郭では、中軸線上に正殿と後殿・後々殿がならび、正殿の両側に東西脇殿を整然と配した建物配置が明らかになった。このような配置はコの字型建物配置の一類型として把握できる。近年コの字型建物配置を示す遺構については、平城・平安両京における8～9世紀の例が二、三調査され、その性格についても「京内官衙」か「貴族の邸宅」かをめぐる議論がある。しかし、最近の研究によれば、次の3つの要素によって官衙か邸宅

かを区別しうる可能性があるという¹。この3つの要素とは、①脇殿の正殿に対する位置が前面か側面か、②正殿と脇殿の桁行規模の大小、③脇殿が庇つきの建物であるか否か、である。そして、脇殿が正殿の側面にあり、脇殿の桁行規模が正殿より小さく、かつ庇つきの建物である場合は邸宅である可能性が強く、さらに邸宅の場合は、後殿の存在とその両側にまた脇殿を配した二重コの字型の建物配置も指摘されている。

そこで、この3つの要素を西南坪の遺構にあてはめて考えてみると、まず、脇殿と正殿の身舎北側柱筋はほぼそろっており、脇殿は正殿の側面に位置する。また脇殿は身舎の桁行規模7間に対して5間と小さい。一方、脇殿は身舎のみで庇がつかないという相違点もあるが、後殿が存在するという特色もかねそなえている。今回は二重コの字型の建物配置であるか否かは調査できず、また中門の規模が大きい点や、南外郭の利用形態などに若干の疑問点を残し、京内官衙とみる可能性が全くないわけではない。しかし、以上の諸要素を勘案すれば、現時点では西南坪の建物群を1町規模の邸宅として積極的に評価した方がよさそうなことも、また事実であろう。

『日本書紀』持統天皇五年（691）十二月乙巳条には、右大臣以下、無位に至るまでの貴族と官人に「新益京」の宅地を班給した記事がある。その規定によると、右大臣は4町、直廣貳（従四位下）以上は2町、直大参（正五位上）以下は1町、勤（正六位上）から無位に至るまでは戸口の数にしたがって、上戸に1町、中戸に半町、下戸に¼町が班給されたことが知られる。試みに『日本書紀』と『続日本紀』から、1町の宅地を班給されうる有資格者を拾い上げると、諸王から有力氏族までおよそ170人もの名が見える。また大宝元年（701）三月の大宝律令施行に際して新しい位号に改め叙位された者のうち、1町以上の宅地を班給されうる五位以上の数は諸王14人、諸臣105人の計119人であったという。現段階では、残念ながらその中から居住者を特定することはできないが、調査地は藤原宮南面大垣から約300mの位置にあり、南面西門から南へのびる西一坊大路と、七条大路に面したこの地は、京内においても最上級の宅地の一つであったと考えられるのである。したがって、史上に名をとどめる貴族の邸宅であった可能性はかなり高いといえよう。

藤原京においては、部分的な調査でなお断定はできないものの、このほかに右京二条三坊東南坪や、左京二条三坊西南坪でも1町規模の土地利用が推定されている²。また、左京六条三坊では、4町規模の京内官衙の存在も確認されつつある³。藤原宮の大垣に面した計20の坊は、京内における一等地として格づけられ、そのうちのあるものは左京六条三坊のように4町規模の京内官衙として、あるものは2町規模の、またあるものは今回調査した右京七条一坊西南坪のように1町規模の邸宅として利用されていた可能性がある。宮周辺における坊内の、より計画的な調査の進展と保存が今後期待される所以である。

1 黒崎直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」『斎藤忠先生頌寿記念 考古学叢考』に収録予定。

2 「右京二条三坊・三条三坊の調査（第39・43次）」・「左京二条三坊の調査（第41-13次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』15, 1985。

3 「左京六条三坊の調査（第45・46次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』16, 1986。

